

[問]

昭和 37 年度 (問題)

1. 生命保険会社は現行法制上、健康保険事業を営むことができるか。
2. 保険外務員は ①契約締結権、②告知受領権、③集金受領権(保険料を受領する権限)を有するか否か、それぞれの権限の有無及び範囲につき下記に答えよ。
 - (イ) 現行法上は如何になっているか。
 - (ロ) その根拠を述べよ。
 - (ハ) これに対する批判を記せ。
3. (六法全書参照不可)
 - (1) 次の文中、文字の欠けているところを補充せよ。

第675条

保険金額ヲ受取ルヘキ者カ第三者ナルトキハ其第三者ハ^① 保険契約ノ利益ヲ享受ス 但 カ別段ノ意思ヲ表示シタルトキハ其意思ニ従フ

前項但書ノ規定ニ依リ保険契約者カ保険金額ヲ受取ルヘキ者ヲ指定又ハ変更スル権利ヲ有スル場合ニ於テ其権利ヲ行ハスシテ シタルトキハ保険金額ヲ受取ルヘキ者ノ権利ハ之ニ因リテ ス

第677条

保険契約者カ契約後保険金額ヲ受取ルヘキ者ヲ指定又ハ変更シタルトキハ保険者ニ其指定又ハ変更ヲ スルニ非サレハ之ヲ以テ = ^② スルコトヲ得ス

- (2) 前文中、二重枠の文字につき法律上の意味を説明せよ。

昭和 37 年度 (解答)

1.

ア。現行法規上、「健康保険」という言葉が使われているのは、「健康保険法」においてのみである。同法第1条では、同法の規定に基づいて行なわれる健康保険の保険事故を規定しているが、健康保険そのものの定義は行なっていない。しかし、同法第22条で健康保険の保険者は「政府および健康保険組合」とすること、また、第25条および第27条で健康保険組合は「その組合員たる被保険者の保険を管掌する」もので、かつ、「事業主およびその事業所に使用せられる被保険者をもって組織する」こととなっているので、民間保険会社が「健康保険」という名称の保険商品を取扱うことは、現行「健康保険法」の保険者の定義を変えない限り不可能である。

ただ、前述のように、同法では健康保険そのものの定義がなされていないので、同法に抵触しない商品を「傷害保険」または「疾病保険」等の名称で取扱うことは差し支えないと考えられる。

イ。次に、上記の「傷害保険」または「疾病保険」を生命保険会社が取扱うことができるかどうかであるが、保険業法第7条は保険会社が生命保険事業と損害保険事業を兼営することを禁止しているので、「傷害保険」または「疾病保険」が、生命保険、損害保険いずれの範疇に入るかによって決まるわけである。現行法規上、生命保険、損害保険を定義しているのは商法第629条および第673条であるが、この条文からのみでは「傷害保険」または「疾病保険」がいずれに属するか分明でない。現に学説もこれを (1)生命保険とする説 (2)損害保険とする説 (3)そのいずれにも属さない特種のものとする説に分れており統一の見解は求めにくい。

ウ。以上から、生命保険会社が「健康保険」という名称でなく「傷害保険」または「疾病保険」という名称を用いるとしても、当然にこれを取扱いうるという結論は出せない。これを営みうると解するためには、上記(1)または(3)の説を根拠にするわけであるが、(1)の立場に立つ場合でも、商法第673条の生命保険の定義を拡大解釈しなければならない。拡大解釈としては、商法第673条の「生死に関し約すること」の意味を「人保険」と解し、人の身体を脅かすものとしての「傷害」または「疾病」を保険することをこれに包含せしめる考え方や、生命保険も傷害保険・疾病保険もその主体は生死を保険事故とするものであり、傷害・疾病の結果死亡した場合に給付が行なわれることを約するものであれば、これが生命保険を包含

するという考え方等がある。

エ。(3)の立場に立てば、保険業法第7条の規定が「生命保険事業と損害保険事業の兼営」を禁じていても「生命保険事業または損害保険事業とそのいずれにも属さない特種の保険事業の兼営」については禁止していないと解釈して、生命保険会社が「傷害保険」または「疾病保険」を取扱うことが可能であると解することができる。

オ。以上ウまたはエのいずれの立場に立ったとしても、商法第629条、第673条との関連から、損害填補の内容の給付は避け、定額給付の内容のものとする必要があるであろう。

カ。以上述べたように、現行法規上では生命保険会社が「健康保険」を取扱うことには若干の疑点が残されている。現状では、現在各社が取扱っている災害(傷害)特約の内容をさらに充実させていって、徐々にこの種の保険を取扱う範囲を広げていく以外に方法はないと考えられる。

2.

(イ) ①契約締結権……………なし

②告知受領権……………なし

③集金受領権……………法制上規定はなく、会社の政策によって、初回保険料、初年度保険料または継続保険料の集金受領権を外務員に与える範囲が違っている。

(ロ) ①契約締結権……………募集取締法第2条第1項に「この法律において生命保険募集人とは、保険会社のために生命保険契約の締結の媒介をなすものをいう」とあるのが、法律上明文化された唯一の根拠であるが、ほかに判例・学説とも契約締結権はないとする見解が一般的である。

②告知受領権……………現行法上明文化された規定はないが、判例・学説とも上記見解を支持している。

③契約締結権……………上記(イ)の通り。

(ハ) ①契約締結権

昭和36年に生命保険協会が保険審議会に報告した業界の統一見解は、次の理由により現行どおりを可としている。

a. 生命保険事業の運営に当って最も重要な事項の一つである「多数危険の総合平均化のための危険の選択」は、相当高度の専門的知識ならびに技術を必要とするが、

これを一般外務員が日常の募集活動のなかにおいて誤りなく実施しうる体制をとることは極めて困難である。

- b. 一般契約者が、とかく外務員即保険会社と考えがちであるとすれば、業界としても、結果的に少なくとも善意無過失の契約者の期待を裏切ることのないよう万全の措置をとるのは当然のことであるが、このことと、外務員に契約締結権を付与することとは、必ずしも直結する問題ではない。

以上の見解は、業界のみでなく学説もほとんど支持しているものであるが、しかし、同じく外務員の契約締結権を否定する学説のうちにも、野津、田中(誠)、伊沢の諸氏のごとく、善意の第三者保護のため、「外務員の受動的権限を認めるべきである」、すなわち「商法第644条第1項但書または第678条第1項但書の保険者の悪意又は過失というときの保険者の中には保険者の補助者、すなわち保険外務員を含むと解すべきである」とする意見もあるので、今後の問題として検討する必要がある。

②告知受領権

上記業界の統一見解は次の理由により現行どおりを可としている。

- a. 契約を締結するか否かは、告知受領をも含めて総合的に判断されるべきであって、告知受領権のみを単独に外務員に与えるか否かということは、実際上実益のない問題である。むしろ告知に関する会社の責任体制を確立することによって解決できるものとする。
- b. 告知の内容が定型化されたことは、告知に関する紛争の防止に大いに役立ってはいるが、それだからといってこれが直接に告知受領権を外務員に与えるべしという論拠にはならない。

以上に対し、田中(誠)、伊沢の諸氏は、「有診査保険にあっては、告知の受領を保険医が行なうから外務員に告知受領権がないとすることは正しいが、無診査保険にあっては、外務員は被保険者の危険測定上参考となるべき事項を面接のうえ確認すべきことを会社に命令されている。従って、無診査保険に関するかぎり、外務員は会社の機関としてその外野組織における職務を遂行すべく、相当の権限が与えられているものと解すべきである。」と主張している。生保会社の扱う保険のほとんどが有診査契約であった戦前においては、学説・判例とも、外務員に告知受領権を与えないとする説が一般的であったが、戦後無診査契約の増大に伴い上記のような学説が現われ、また最近一部これを支持するような判例も出てきているので、今後の問題として検討を要することと思われる。

③集金受領権

上記業界の統一見解は、次の理由により現行どおりを可としている。

- a. 集金機構をいかにするか、つまり一般外務員とデビット外務員にそれぞれ異った集金権限を与えていることは、会社の経営上の問題である。
- b. 保険料費消事故が未だに絶無とならないことは誠に遺憾であるが、初回保険料でも費消は起りうることで、全面的に受領権を付与することで解決する問題ではない。
- c. 非行行為に対する予防や懲罰処置は別として、会社は、現在善意かつ無過失の契約者に与えた損害に対しては、契約者の意思を尊重しながら最も適当と思われる方法によってその救済を図っている。なお、最近契約上の紛争は激減しており、今後も契約者に対する保険知識の普及、外務員の資質の向上に努力するならば、現在の体制の下においても十分契約者利益の保護は期せられるものと確信する。

外務員に集金受領権があるかどうかの問題は、上記統一見解にもあるように、法律上の問題というよりも、会社の経営上の問題である。従って、会社によって賦与する権限の範囲が異っていたり、外務員の種類によって権限が異っていたりしても何ら差し支えない。要は、事実問題として解決すべきことであるが、ただ、外務員が会社所定の正規の保険料領収証と引換えに保険料を領収すれば、保険契約者は外務員に受領権があると信じて当然であり、その結果生じた事故については会社が責任を負わなければならないことはこの問題を論ずる前提となるべきである。(この点については判例あり。)

3.

- (1) 空欄を最初から順に次のとおり補充する。

第675条 当然、 保険契約者、 死亡、 確定

第677条 通知、 保険者、 対抗

- (2) 当然………民法第537条が「第三者のためにする契約」について定めている「受益の意志表示」を要しないという意味。

対抗………受取人の指定または変更の事実を法律上主張すること、換言すれば、保険者の側が指定または変更の成立を否認した場合(例えば、変更前の受取人に保険金を支払った場合)に異議申立をすること。